

佐野市みかもクリーンセンター余熱利用施設条例

平成19年12月21日 条例第50号

改正

平成25年12月24日 条例第32号

平成27年12月28日 条例第52号

令和元年 6 月24日 条例第15号

令和 7 年12月23日 条例第43号

(設置)

第1条 市民の健康の維持及び増進、市民相互のふれあい及び交流の促進並びに地域の活性化を図るため、佐野市みかもクリーンセンター余熱利用施設（以下「余熱施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 余熱施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐野市みかもクリーンセンター余熱利用施設	佐野市町谷町1126番地 6

(事業)

第3条 余熱施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 余熱施設の施設の提供に関すること。
- (2) 健康づくりについての講習会及びスポーツ教室の開催に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、余熱施設の設置の目的を達成するために必要な事業
(指定管理者による管理)

第4条 市長は、余熱施設の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 第7条第1項の利用の許可に関すること。
- (3) 第9条第1項の行為の許可に関すること。
- (4) 余熱施設の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務
(開館時間又は利用時間及び休館日又は休場日)

第6条 余熱施設の開館時間又は利用時間は、次のとおりとする。

名称	開館時間又は利用時間
屋内施設	午前9時から午後11時まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）は、午前9時から午後9時まで
屋外施設（多目的運動場及び駐車場を除く。）	午前9時から午後10時まで。ただし、日曜日、土曜日及び休日は、午前9時から午後9時まで

多目的運動場	午前 9 時から午後 11 時まで。ただし、日曜日、土曜日及び休日は、午前 9 時から午後 9 時まで
駐車場	午前 8 時 30 分から午後 11 時 30 分まで。ただし、日曜日、土曜日及び休日は、午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで

2 余熱施設の休館日又は休場日は、次のとおりとする。

- (1) 第 1 金曜日及び第 3 金曜日
- (2) 12 月 30 日から翌年の 1 月 2 日までの日
- (3) 定期点検日

3 指定管理者は、前 2 項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、開館時間、利用時間、休館日若しくは休場日を変更し、又は臨時に休館日若しくは休場日を定めることができる。

(利用の許可)

第 7 条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は利用を取り消そうとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、余熱施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第 8 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、施設等の利用を許可しない。

- (1) 余熱施設の設置の目的に反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 余熱施設の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、余熱施設の管理上支障があるとき。

(行為の許可)

第 9 条 余熱施設において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は行為を取り消そうとするときも、同様とする。

- (1) 物品の販売、宣伝並びに広告物の掲示及び配布その他これらに類する行為をすること。
- (2) 寄附の募集その他これに類する行為をすること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、余熱施設の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 第 7 条第 2 項及び前条の規定は、前項の行為の許可について準用する。

(施設等の変更禁止)

第 10 条 第 7 条第 1 項の利用の許可又は前条第 1 項の行為の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、施設等に特別の設備を設置し、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

(目的外利用等の禁止)

第 11 条 利用者は、許可を受けた目的以外に施設等を利用し、又は利用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第 12 条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合又は余熱施設の管理上特に必要

があるときは、当該許可に係る条件を変更し、若しくは利用若しくは行為を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により利用又は行為の許可を受けたとき。

(3) 利用若しくは行為の許可の条件又は指定管理者の指示に従わないとき。

2 前項の規定による措置によって利用者に損害が生ずることがあっても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

(利用料金等)

第13条 第7条第1項の利用の許可を受けた者は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が認めるときは、後納することができる。

2 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて、指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、利用券を発行することができる。

4 前項の利用券の交付を受けようとする者は、交付を受ける際に利用料金を納付しなければならない。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第15条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めに帰することができない理由により余熱施設の施設又は附属設備を利用することができなくなったとき。

(2) 許可を受けた利用開始時間前に利用の取消し又は変更を申し出たとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

(入館又は入場の制限)

第16条 指定管理者は、余熱施設の入館者又は入場者（以下「入館者等」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、入館若しくは入場を拒み、又は退館若しくは退場を命ずることができる。

(1) 余熱施設の秩序を乱し、若しくは他の入館者等に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれがあるとき。

(2) 余熱施設の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 指定管理者の指示に従わないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、余熱施設の管理上支障があるとき。

(原状回復の義務)

第17条 利用者は、施設等の利用が終わったとき、又は第12条第1項の規定により利用若しくは行為を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第18条 利用者又は入館者等は、故意又は過失により余熱施設の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 利用料金の承認の申請、施設等の利用の許可、行為の許可、利用料金の収受その他余熱施設を管理するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成25年12月24日条例第32号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(佐野市みかもクリーンセンター余熱利用施設条例の一部改正に伴う経過措置)

17 第15条の規定による改正後の佐野市みかもクリーンセンター余熱利用施設条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る利用料金について適用し、同日前の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年12月28日条例第52号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る利用料金について適用し、同日前の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年6月24日条例第15号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。(後略)

(佐野市みかもクリーンセンター余熱利用施設条例の一部改正に伴う経過措置)

16 第13条の規定による改正後の佐野市みかもクリーンセンター余熱利用施設条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る利用料金について適用し、同日前の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年12月23日条例第43号)

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の佐野市みかもクリーンセンター余熱利用施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用の許可について適用し、同日前の利用の許可については、なお従前の例による。

別表（第13条関係）

1 個人利用

（1） 都度利用

区分			金額		
			一般	70歳以上	中学生以下
温水プール			510円	260円	260円
トレーニングルーム			510円	260円	
温浴施設（多目的風呂を除く。）			510円	260円	260円
多目的運動場	平日	午前9時から正午まで	550円	280円	280円
		正午から午後7時まで	550円	280円	280円
		午後7時から午後11時まで	880円	440円	440円
	日曜日、土曜日及び休日		880円	440円	440円

（2） 月額利用

区分		金額	
		一般	70歳以上
温水プール、トレーニングルーム及び温浴施設（多目的風呂を除く。）	全日	6,110円	4,890円
	平日午前9時から午後5時まで	5,090円	4,070円
温水プール	全日	4,580円	2,290円
トレーニングルーム	全日	4,580円	2,290円
温浴施設（多目的風呂を除く。）	全日	4,580円	2,290円

2 専用利用

区分			金額
温水プール	1コース1時間につき		2,630円
スタジオ	1室1時間につき		2,100円
休憩室	1室1時間につき		630円
多目的風呂	1室1時間につき		2,100円
多目的運動場	1面1時間につき	平日 午前9時から正午まで	3,300円
		正午から午後7時まで	5,500円
		午後7時から午後11時まで	8,800円
	日曜日、土曜日及び休日		8,800円

備考

- この表において「都度利用」とは、温水プール、トレーニングルーム及び温浴施設（多目的風呂を除く。）にあっては1回を単位として、多目的運動場にあっては1面1時間を単位として利用することをいう。
- この表において「一般」とは、施設利用日現在で15歳以上69歳以下の者（中学生及びこれに準ずる者を除く。）をいう。
- この表において「70歳以上」とは、施設利用日現在で70歳以上の者をいう。

- 4 この表において「中学生以下」とは、中学生、小学生及びこれらに準ずる者並びに施設利用日現在で3歳以上の幼児をいう。
- 5 この表において「平日」とは、日曜日、土曜日及び休日を除く日をいう。
- 6 この表において「月額利用」とは、月の初日（同日以外の日から利用しようとするときは、初めて利用しようとする日を月の初日とみなす。）から末日までを1月の単位として利用することをいう。
- 7 この表において「全日」とは、第6条第1項の表に掲げる屋内施設の開館時間をいう。
- 8 この表において「専用利用」とは、第7条第1項の利用の許可を受けた者が専用して利用することをいう。
- 9 都度利用の多目的運動場及び専用利用において、利用時間が1時間に満たないときは1時間、利用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間とする。
- 10 利用料金の額には、消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。